

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(四季別の災害の概要)

<三笠市地域防災計画より一部抜粋>

三笠市は山岳丘陵が多く幾春別川と合流する奔別川、幌内川、市来知川は蛇行はなはだしく、また川床も浅いため上流に桂沢ダムが設置されているが、集中豪雨及びその年の降雪量によっては融雪により、河川の氾濫、低地帯の浸水等が予想される。

① 春

冬期間の積雪が春先に連続する高温と、低気圧や前線による降雨や気温の上昇によって融解が進み、いわゆる融雪災害が発生する。

② 夏

北海道には、梅雨がないと言われる。しかし、梅雨前線が北上し、大雨に見舞われることがある。また、暖かく湿った空気の流入で大気の状態が不安定になり、局地的に大雨が降り、水害が発生することがある。

③ 秋

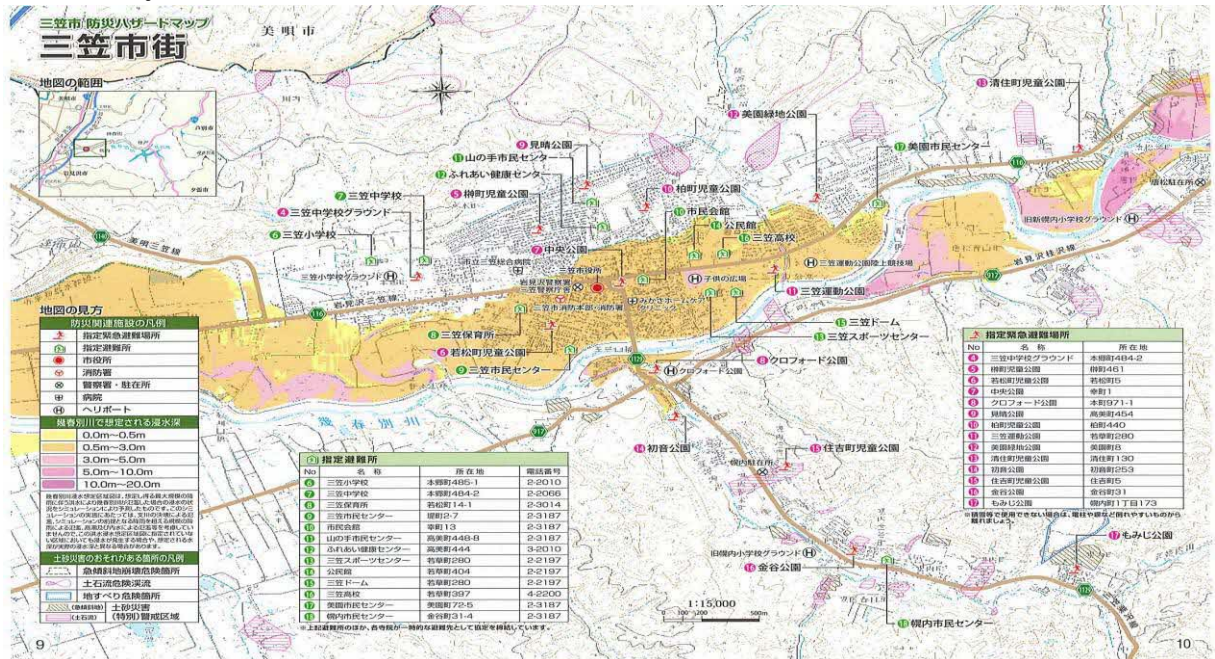
この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通って、天気は周期的に変化しやすい。一方、台風の本盛期でもあるため、停滞する前線と台風の影響で豪雨災害をもたらす場合もある。

④ 冬

冬季に入ると上空に強い寒気が流入する事により、低気圧が発達し大雪や暴風雪による交通障害等の災害が発生することがある。また、平成8・13・24・令和2年と記録的な降雪となり、雪害対策本部等を設置、平成8・24年には雪害による自衛隊の派遣要請を行っている。

(洪水：三笠市防災ハザードマップ)

当市ハザードマップによると、市内全地域において市街地における浸水予想は0.0m～3.0mとなっている。



(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

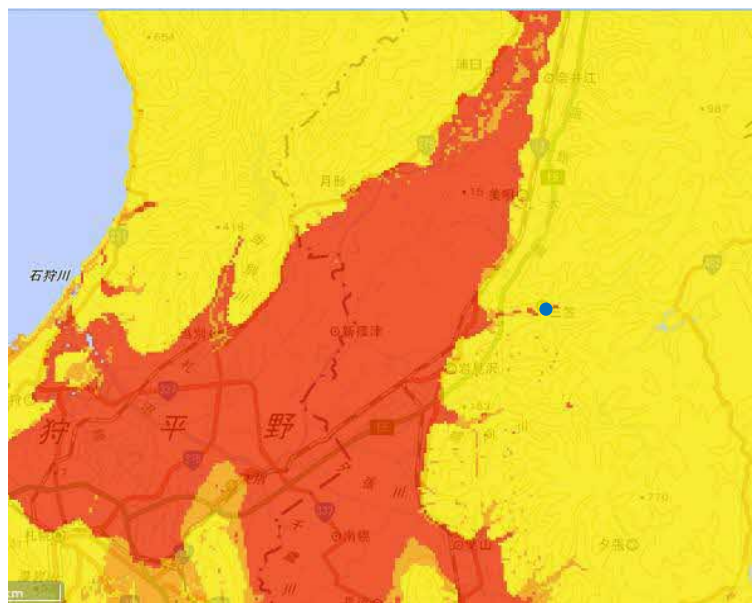
三笠市に影響を及ぼす可能性がある地震は地震調査研究推進本部によると5つの断層による地震発生が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられる地震は「石狩低地東緑断層帯」となっており、震度6強の地震が想定されているが発生確率はほぼ0%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6強以上の揺れに見舞われる地震発生確率が26%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度4の地震が1回、2018年の胆振東部地震では震度5強の地震が1回発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。また、最近では胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、市内でも電力が復旧するまでの商品廃棄や物流が途絶える、ガソリン不足により営業用車両が動かさないなど営業活動の制限等による被害が発生している。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
富良野断層帯	西部	7.2程度	ほぼ0%~0.03%
増毛山地東緑断層帯・ 沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地緑断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	7.5程度	不明
当別断層帯		7.0程度	ほぼ0%~2%
石狩低地東緑断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

<三笠市強靱化計画より抜粋>

■豪雨／暴風雨／竜巻

- 2019年8月31日1時間最大雨量73.5ミリ(総雨量83.0ミリ)の記録的短時間大雨が発生
- 過去30年の台風接近数は、年平均1.7個(全国平均約3個)と比較的少ないが、これまでも昭和56年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生

■豪雪／暴風雪

- 三笠市は寒冷多雪地域のため、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死亡が発生

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得しておらず、ワクチン接種により集団免疫を獲得するも次々と変異株が出現、これら感染症は大きな健康被害だけではなく経済活動の停滞を招くことが予想され、アフターコロナにおける感染症の社会的リスクは極めて増大している。

(2) 商工業の現状

- 商工業者数 313 社 (R3. 4. 1 現在)
- 小規模事業者数 259 社 (H26 経済センサス)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	53	48	市内に広く分布
	製 造 業	28	19	〃
	卸 売 業	16	3	〃
	小 売 業	74	62	市街地に集中
	飲食業・宿泊業	42	38	〃
	サービス業・その他	100	89	市内に広く分布

(3) これまでの取組み

① 当市の取組み

項 目	年 月	備 考
三笠市防災会議条例	S38. 1	
三笠市地域防災計画	H29. 6	
三笠市強靱化計画	R2. 5	
非常用物資の備蓄		非常食 5, 040 食、飲料水 (500ml) 1, 368 本、粉ミルク 60 箱、液体ミルク 360 缶、毛布 840 枚、簡易トイレ 20 台、段ボールベット 200 台、移動式石油ストーブ 30 台 (R1 現在)

② 当商工会の取組み

項 目	年 月	備 考
研修への参加	H29. 7	中小企業における BCP 策定支援研修 (支援担当者)
事業継続計画についての周知	H30. 9	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	H30. 12	広報記事掲載
損害保険への加入促進	H30. 12	チラシ配付 230 部
BCP 計画策定支援	R3. 11~	4 社の計画策定に係る個社支援

2. 課題

- 緊急時の取組みについての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- 実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、十分なノウハウを持った人材が存在しない。
- 支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- 感染症対策においては、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄や職域等での感染の拡大を防止するための明確なルール作りの必要性

3. 目標

- 地域内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症リスクを認識させ事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

■成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標（事業継続力強化支援計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	53	48	5	5	5	7	7
製造業	28	19	3	3	5	5	5
卸売業	16	3	1	1	1	1	1
小売業	74	62	3	3	3	3	3
飲食業・宿泊業	42	38	2	2	3	3	3
サービス業・その他	100	89	1	1	1	1	1
合 計	313	259	15	15	18	20	20

※上記目標については、概ね3期（15年間）で、地域の小規模事業者すべてが事業継続力強化計画を策定するように設定した。

■実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化支援計画策定希望事業者へ円滑に支援するための職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4. その他

■経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画策定評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。

■上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

■ 当会と当市の枠割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

三笠市	三笠市商工会
防災関連の情報提供	計画策定支援・フォローアップ
計画策定に係る助言・指導	セミナー・個別相談会の開催
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- 事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- 常日頃より災害への意識付けを高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回訪問及び窓口相談業務の際、ハザードマップ等を用いながら事業所の現状と災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明する。
- 商工会が発行する会報やホームページ、各会合等に於いて本計画を公表するほか、国や道の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業者BCPの重要性や策定ポイントの紹介を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- 当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定  
また、感染症予防対策として、「新北海道スタイル」に基づく「7つのポイントプラス1の習慣化」にも積極的に取り組み、周知徹底を図り感染予防に努めます。

ウ. 関係団体等との連携

- 三笠市で実施する防災訓練等に参加し、連携を図ることで事前、事後に於ける対策を円滑に実施できる。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等を共催により実施する。

エ. フォローアップ

■小規模事業者の事業継続力強化支援計画等の取組状況の確認

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	53	48	5	5	5	7	7	5	5	5	7	7
製造業	28	19	3	3	5	5	5	3	3	5	5	5
卸売業	16	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小売業	74	62	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
飲食・宿泊業	42	38	2	2	3	3	3	2	2	3	3	3
サービス業・その他	100	89	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	313	259	15	15	18	20	20	15	15	18	20	20

■事業継続力強化支援計画策定評価委員会に於いて、状況確認や改善点等について協議、検証を行う。また、評価結果をHPにて公表することで小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

■自然災害が発生したと仮定し、当市地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

- ① 実施時期：商工会防災訓練と合わせて年1回実施
- ② 訓練内容：発災時の連絡手段等の確認  
：発災後の支持命令系統・連枠体制の確認
- ③ 訓練連携先：三笠市産業政策推進部商工観光課

カ. 発災時に於ける被害報告基準について

■被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてはあらかじめ、三笠市産業政策推進部商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

■自然災害時による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第1とする。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

■発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。

連絡方法の優先順位：①電話→②メール（Eメール・ショートメール）→③SNS（LINE・メッセージ）

■安否確認後、近隣の被害状況、業務従事の可否についてSNSを活用した情報の共有を図る。

■地域内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

■管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事や三笠市からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

■三笠市災害対策本部の方針に従い、三笠市産業政策推進部商工観光課と連携を図り、役割分担、スケジュールの作成を行う。また、職員自身の対応としては、命の危険を感じる自然災害等の場合は出勤せず、まずは自身の安全を確保し、安全確保がされた後出勤する。

■被害規模の目安は以下を想定する。

大規模な被害が発生している	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■本計画より、当商工会と当市は被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

■当市で取りまとめた「三笠市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

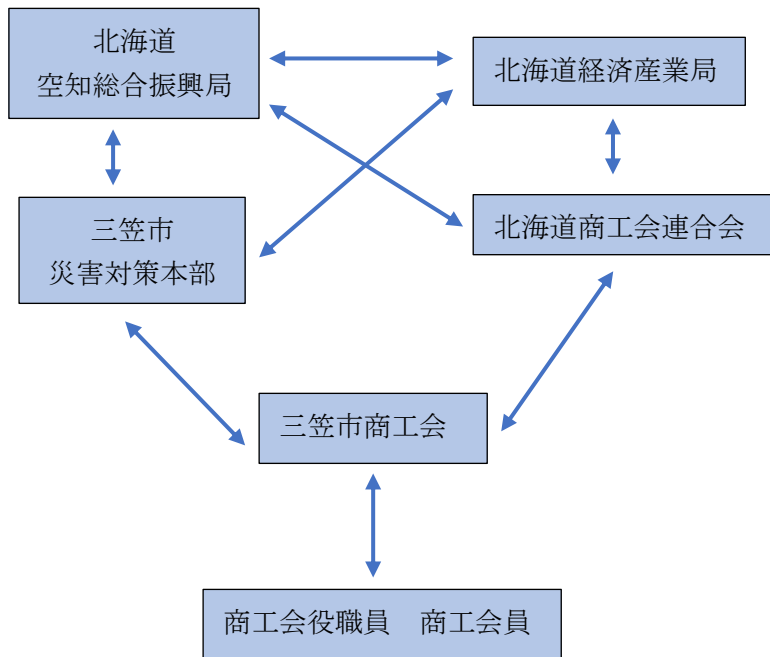
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当商工会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当商工会と三笠市が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、空知総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- 感染症流行の場合、国や道からの情報や方針に基づき、当商工会と当市が共有した情報を道の指定する方法にて、当商工会又は当市より道へ報告する。

■被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品等詳細に記載）

#### 災害情報等報告取扱要領の報告方法



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- 地域内小規模事業者等の被害状況の確認を行う。
- 相談窓口の開設方法について三笠市と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- 被災事業者への補助制度施策について、地域内小規模事業者へ周知する。
- 損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### (5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- 三笠市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

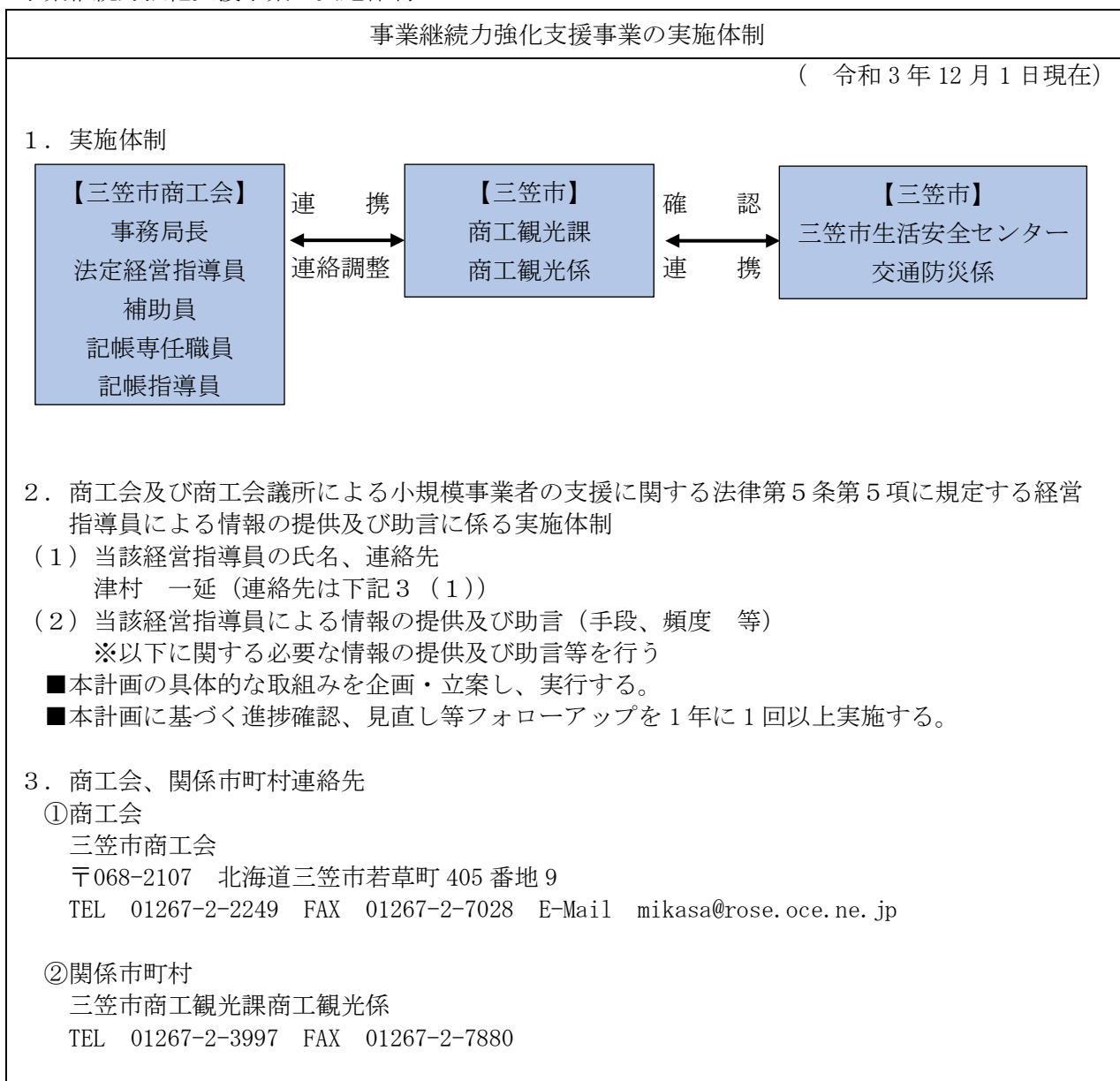
#### (6) その他

- 本計画は、三笠市・三笠市商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- 本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
専門家派遣	40	40	40	40	40
セミナー開催費	40	40	40	40	40
チラシ等作成費	20	20	20	20	20
防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、三笠市補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。